

那須塩原市建設工事入札参加業者の皆様

那須塩原市建設工事に係る社会保険等未加入対策について

◎取組概要

那須塩原市が発注する建設工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者（又は適用除外の建設業者）に限定し、二次以下の下請業者についても社会保険等加入業者を原則とします。

なお、一次下請業者について社会保険等の未加入があった場合には、元請業者に対して指名停止及び工事成績評定の減点を行います。

取組内容及び手続等

【元請業者】

社会保険等加入業者に限定

工事請負契約書に以下の内容を明記

- ・一次下請業者を社会保険等加入業者に限定
- ・請負代金内訳書に法定福利費の記載を追加

※内訳書は、発注者の請求時のみ提出要

【一次下請業者】

社会保険等加入業者に限定

- ・施工体制台帳に、一次下請業者の社会保険等の加入を確認できる書類（経審の写し又は領収書の写し）又は、適用除外誓約書を添付

【二次以下の下請業者】

社会保険等加入業者が原則。未加入の二次下請業者との契約が判明した場合には、次回以降、加入建設業者と契約するよう元請業者に要請

【元請業者のペナルティ】 ※未加入の一次下請け業者と契約した場合

- ・工事成績評定の減点
- ・指名停止措置

【発注者から下請業者への措置】

保険担当部局への通報及び加入指導

※社会保険等…①健康保険 ②厚生年金保険 ③雇用保険

※上記の適用除外…①及び② 常時使用する労働者が5人未満の個人事業所

③役員のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

◎適用時期

平成31（2019）年4月1日以降に契約を締結する全ての建設工事に適用